

新型コロナウイルス感染症にかかる学校教育活動に関するガイドライン
(令和4年2月3日改訂)

令和4年2月3日
奈良県教育委員会

1 感染防止に向けた周知徹底

一人ひとりの幼児児童生徒(以下、「生徒等」という。)が感染のリスクを下げる正しい感染防止対処方法を自ら実行することができるよう、以下の基本的な対策の効果や対応について周知を行い、感染防止の徹底を図ります。

『換 気』 『マスク』 『消 毒』 『距 離』

2 学校教育活動における感染症対策等

(1)感染症の予防に関すること

(濃厚接触の回避)

学校内の濃厚接触者が増えると、学校の一部または全部で臨時休業を余儀なくされます。学校での教育活動が停止してしまうことのないように、以下のケースに該当しない生活を送ることが重要です。

- ・ 手で触れることの出来る距離(目安として1m)で必要な感染予防策なしに、15分以上接触する。
- ・ マスクを外して会話をする。(鼻だしマスク、顎マスク等、適切でないマスクの着用を含む)
- ・ 向かい合ったり、会話をしたりしながら飲食をする。

(4)学習指導に関すること

- ・ 各教科等の指導について、生徒等の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」については避け、一定の距離を保ち、同じ方向に向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施します。特に、以下に掲げるものなど感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動については、原則行わないものとします。
- ・ 近距離で一斉に大きな声で話す活動
- ・ 生徒等が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動(体育、保健体育)

(9)部活動に関すること

- ・ 可能な限りの感染防止対策を行った上で、感染リスクの低い個人練習を中心に実施し、教員等が活動状況の確認を徹底します。また、卒業生等生徒以外の部活動の参加等は不可とします。
- ・ 校内すべての部活動で連携し、活動場所の割り振りについて工夫します。
- ・ 水分補給の際は、他人との距離を配慮するとともに、タオルやコップ、ゼッケン、スクイズボトル等の共用を避けます。
- ・ 練習の直前までや練習終了直後、練習中のミーティング、休憩時、更衣時のマスクの着用または、2m以上の距離の確保を徹底します。
- ・ 感染拡大防止の観点から、2月5日(土)から当面の間、練習試合や合同練習、集会、合宿、遠征等は不可とします。ただし、公式大会・発表会等への出場については可能とします。観客については、学校会場の場合は無観客、外部会場の場合は施設の使用規定及び主催者の方針に則り、関係者限定(生徒、卒業生、保護者等を含む。)とします。なお、週休日の部活動については、複数の顧問で対応することとします。
- ・ 各競技団体が示すガイドラインがある場合は参考にします。
- ・ 活動に当たっては、感染防止対策のほか、熱中症対策に万全を期します。